

早期退職に係る募集実施要項

令和6年4月1日
経済産業大臣

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

1. 募集の対象

特許庁に所属するもののうち、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の行政職俸給表（一）7級以上の適用を受ける職員、専門行政職俸給表5級以上の適用を受ける職員、専門スタッフ職俸給表2級以上の適用を受ける職員及び指定職俸給表の適用を受ける職員であって、令和6年4月9日時点で「50歳以上」のもの（注1参照）

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間（8日間）

令和6年4月1日（月）午前10時から

令和6年4月8日（月）午後5時まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨を周知する。

4. 退職すべき期間

令和6年4月1日（月）から令和6年4月9日（火）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。
 ※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、職員本人にその旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続

（1）応募しようとする職員は、「応募申請書」（別紙様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記受付担当宛てに電子メール等にて提出する。

- (2) 選定後、速やかに、認定又は不認定の通知書を交付する。
- ※ 応募申請書を受理してから1週間を目途に通知する予定
- ※ 不認定になる場合は、(注2)のとおり
- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」(別紙様式第二)を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する。

6. 本件に関する問合せ先・受付担当

特許庁秘書課給与班 早期退職募集制度担当

電話 (ダイヤルイン) : [REDACTED]
(内線) : [REDACTED]

申請書の提出先メールアドレス : [REDACTED]

(注1) 次の(1)から(4)までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時の任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- (3) 令和6年4月9日までに定年に達する職員
- (4) 令和6年4月1日(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は令和6年4月1日から令和6年4月8日まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が次の(1)から(4)までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- (1) この募集実施要項に適合しない場合
- (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

7. その他(再就職支援)

下記支援条件に該当し、再就職支援を受けることを希望する場合は、希望する旨を上記5.(1)応募申請書を提出する際の電子メールに明記すること。

なお、内閣府官民人材交流センターから割り振られた再就職支援枠には限りがあることから、支援対象者の選定については、別途内部で調整のうえ、相談先担当者(6.)から連絡する。

・<支援条件>

- ・早期退職募集に応募して認定を受けた職員等
- ・早期退職募集に応募して認定を受け、退職した元職員
(おおむね退職後2か月以内)

- ※ 本制度は早期退職募集制度の施行に併せ、内閣府官民人材交流センターが民間の再就職支援会社と契約し、専ら支援会社が支援対象者のキャリアカウンセリングや再就職先とのマッチング等を行うものである。
(制度の詳細については、官房秘書課のインストラを参照するか、相談先担当者(6.)へ照会すること。)
- ※ 内閣府官民人材交流センターが実施する「求人・求職者情報提供制度」とは異なる。
(制度の詳細については、官房秘書課のインストラを参照するか、担当者(特許庁秘書課任用班)へ照会すること。)

早期退職に係る募集実施要項

令和6年4月22日
経済産業大臣

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

1. 募集の対象

経済産業省本省内部部局、電力・ガス取引監視等委員会事務局、経済産業研修所、経済産業局、産業保安監督部（支部・事務所含む）、資源エネルギー庁及び中小企業庁に所属するもののうち、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の行政職俸給表（一）7級以上の適用を受ける職員、専門スタッフ職俸給表2級以上の適用を受ける職員及び指定職俸給表の適用を受ける職員であって、令和6年5月7日時点で「50歳以上」のもの（注1参照）

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間（15日間）

令和6年4月22日（月）午前10時から

令和6年5月6日（月）午後5時まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨を周知する。

4. 退職すべき期間

令和6年4月23日（火）から令和6年5月7日（火）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。
 ※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、職員本人にその旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続

（1）応募しようとする職員は、「応募申請書」（別紙様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記受付担当宛てに電子メール等にて提出する。

- (2) 選定後、速やかに、認定又は不認定の通知書を交付する。
- ※ 応募申請書を受理してから1週間を目途に通知する予定
- ※ 不認定になる場合は、(注2)のとおり
- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」(別紙様式第二)を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する。

6. 本件に関する問合せ先・受付担当

経済産業省大臣官房秘書課 早期退職募集制度担当

■人事企画官、■補佐、■補佐、■係長

電話(ダイヤルイン) : ■■■■■

(内線) : ■■■■■

申請書の提出先メールアドレス : ■■■■■

(注1)次の(1)から(4)までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時の任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- (3) 令和6年5月7日までに定年に達する職員
- (4) 令和6年4月22日(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は令和6年4月22日から令和6年5月6日まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

(注2)応募者が次の(1)から(4)までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- (1) この募集実施要項に適合しない場合
- (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

7. その他(再就職支援)

下記支援条件に該当し、再就職支援を受けることを希望する場合は、希望する旨を上記5.(1)応募申請書を提出する際の電子メールに明記すること。

なお、内閣府官民人材交流センターから割り振られた再就職支援枠には限りがあることから、支援対象者の選定については、別途内部で調整のうえ、連絡する。

<支援条件>

- ・早期退職募集に応募して認定を受けた職員等
- ・早期退職募集に応募して認定を受け、退職した元職員
(おおむね退職後2か月以内)

※ 本制度は早期退職募集制度の施行に併せ、内閣府官民人材交流センターが民間の再就職支援会社と契約し、専ら支援会社が支援対象者のキャリアカウンセリングや再就職先とのマッチング等を行うものである。
(制度の詳細については、秘書課のイントラを参照すること。)

早期退職に係る募集実施要項

令和6年6月19日
経済産業大臣

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

1. 募集の対象

経済産業省本省内部部局、電力・ガス取引監視等委員会事務局、経済産業研修所、経済産業局、産業保安監督部（支部・事務所含む）、資源エネルギー庁及び中小企業庁に所属するもののうち、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の行政職俸給表（一）7級以上の適用を受ける職員、専門スタッフ職俸給表2級以上の適用を受ける職員及び指定職俸給表の適用を受ける職員であって、令和6年8月10日時点で「50歳以上」のもの（注1参照）

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間（52日間）

令和6年6月19日（水）午前10時から

令和6年8月9日（金）午後5時まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨を周知する。

4. 退職すべき期間

令和6年6月20日（木）から令和6年8月10日（土）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。
 ※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、職員本人にその旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続

（1）応募しようとする職員は、「応募申請書」（別紙様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記受付担当宛てに電子メール等にて提出する。

- (2) 選定後、速やかに、認定又は不認定の通知書を交付する。
- ※ 応募申請書を受理してから 1 週間を目途に通知する予定
- ※ 不認定になる場合は、(注 2) のとおり
- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」(別紙様式第二) を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する。

6. 本件に関する問合せ先・受付担当

経済産業省大臣官房秘書課 早期退職募集制度担当

■人事企画官、■補佐、■補佐、■補佐、■係長

電話 (ダイヤルイン) : ■■■■■

(内線) : ■■■■■

申請書の提出先メールアドレス : ■■■■■

(注 1) 次の(1)から(4)までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時の任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- (3) 令和 6 年 8 月 10 日までに定年に達する職員
- (4) 令和 6 年 6 月 19 日 (募集開始日) において懲戒処分 (ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。) を受けている者又は令和 6 年 6 月 19 日から令和 6 年 8 月 9 日まで (募集の期間内) に懲戒処分を受けた者

(注 2) 応募者が次の(1)から(4)までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- (1) この募集実施要項に適合しない場合
- (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

7. その他 (再就職支援)

下記支援条件に該当し、再就職支援を受けることを希望する場合は、希望する旨を上記 5. (1) 応募申請書を提出する際の電子メールに明記すること。

なお、内閣府官民人材交流センターから割り振られた再就職支援枠には限りがあることから、支援対象者の選定については、別途内部で調整のうえ、連絡する。

<支援条件>

- ・早期退職募集に応募して認定を受けた職員等
- ・早期退職募集に応募して認定を受け、退職した元職員
(おおむね退職後2か月以内)

※ 本制度は早期退職募集制度の施行に併せ、内閣府官民人材交流センターが民間の再就職支援会社と契約し、専ら支援会社が支援対象者のキャリアカウンセリングや再就職先とのマッチング等を行うものである。
(制度の詳細については、秘書課のイントラを参照すること。)

早期退職に係る募集実施要項

令和6年6月19日

経済産業大臣

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

1. 募集の対象

特許庁に所属するもののうち、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の行政職俸給表（一）7級以上の適用を受ける職員、専門行政職俸給表5級以上の適用を受ける職員、専門スタッフ職俸給表2級以上の適用を受ける職員及び指定職俸給表の適用を受ける職員であって、令和6年8月10日時点で「50歳以上」のもの（注1参照）

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間（52日間）

令和6年6月19日（水）午前10時から

令和6年8月9日（金）午後5時まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨を周知する。

4. 退職すべき期間

令和6年6月20日（木）から令和6年8月10日（土）まで

- ※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。
- ※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、職員本人にその旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続

（1）応募しようとする職員は、「応募申請書」（別紙様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記受付担当宛てに電子メール等にて提出する。

- (2) 選定後、速やかに、認定又は不認定の通知書を交付する。
- ※ 応募申請書を受理してから 1 週間を目途に通知する予定
- ※ 不認定になる場合は、(注 2) のとおり
- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」(別紙様式第二) を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する。

6. 本件に関する問合せ先・受付担当

特許庁秘書課給与班 早期退職募集制度担当

[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]

電話（ダイヤルイン）：[REDACTED]

（内線）：[REDACTED]

申請書の提出先メールアドレス：[REDACTED]

(注 1) 次の(1)から(4)までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時の任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- (3) 令和 6 年 8 月 10 日までに定年に達する職員
- (4) 令和 6 年 6 月 19 日（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和 6 年 6 月 19 日から令和 6 年 8 月 9 日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

(注 2) 応募者が次の(1)から(4)までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- (1) この募集実施要項に適合しない場合
- (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

7. その他（再就職支援）

下記支援条件に該当し、再就職支援を受けることを希望する場合は、希望する旨を上記 5. (1) 応募申請書を提出する際の電子メールに明記すること。

なお、内閣府官民人材交流センターから割り振られた再就職支援枠には限りがあることから、支援対象者の選定については、別途内部で調整のうえ、相談先担当者（6.）から連絡する。

<支援条件>

- ・早期退職募集に応募して認定を受けた職員等
- ・早期退職募集に応募して認定を受け、退職した元職員
(おおむね退職後2か月以内)

- ※ 本制度は早期退職募集制度の施行に併せ、内閣府官民人材交流センターが民間の再就職支援会社と契約し、専ら支援会社が支援対象者のキャリアカウンセリングや再就職先とのマッチング等を行うものである。
(制度の詳細については、官房秘書課のインストラを参照するか、相談先担当者(6.)へ照会すること。)
- ※ 内閣府官民人材交流センターが実施する「求人・求職者情報提供制度」とは異なる。
(制度の詳細については、官房秘書課のインストラを参照するか、担当者(特許庁秘書課任用班)へ照会すること。)

早期退職に係る募集実施要項

令和6年9月17日

経済産業大臣

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

1. 募集の対象

経済産業省本省内部部局、電力・ガス取引監視等委員会事務局、経済産業研修所、経済産業局、産業保安監督部（支部・事務所含む）、資源エネルギー庁及び中小企業庁に所属するもののうち、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の行政職俸給表（一）7級以上の適用を受ける職員、専門スタッフ職俸給表2級以上の適用を受ける職員及び指定職俸給表の適用を受ける職員であって、令和6年11月1日時点で「50歳以上」のもの（注1参照）

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間（45日間）

令和6年9月17日（火）午前10時から

令和6年10月31日（木）午後5時まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨を周知する。

4. 退職すべき期間

令和6年9月18日（水）から令和6年11月1日（金）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。
 ※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、職員本人にその旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続

（1）応募しようとする職員は、「応募申請書」（別紙様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記受付担当宛てに電子メール等にて提出する。

- (2) 選定後、速やかに、認定又は不認定の通知書を交付する。
※ 応募申請書を受理してから1週間を目途に通知する予定
※ 不認定になる場合は、(注2)のとおり
(3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」(別紙様式第二)を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する。

6. 本件に関する問合せ先・受付担当

経済産業省大臣官房秘書課 早期退職募集制度担当

■人事企画官、■補佐、■補佐、■係長

電話(ダイヤルイン): ■■■■■

(内線): ■■■■■

申請書の提出先メールアドレス: ■■■■■

(注1) 次の(1)から(4)までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時の任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- (3) 令和6年11月1日までに定年に達する職員
- (4) 令和6年9月17日(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は令和6年9月17日から令和6年10月31日まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が次の(1)から(4)までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- (1) この募集実施要項に適合しない場合
- (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

7. その他(再就職支援)

下記支援条件に該当し、再就職支援を受けることを希望する場合は、希望する旨を上記5.(1)応募申請書を提出する際の電子メールに明記すること。

なお、内閣府官民人材交流センターから割り振られた再就職支援枠には限りがあることから、支援対象者の選定については、別途内部で調整のうえ、連絡する。

<支援条件>

- ・早期退職募集に応募して認定を受けた職員等
- ・早期退職募集に応募して認定を受け、退職した元職員
(おおむね退職後2か月以内)

※ 本制度は早期退職募集制度の施行に併せ、内閣府官民人材交流センターが民間の再就職支援会社と契約し、専ら支援会社が支援対象者のキャリアカウンセリングや再就職先とのマッチング等を行うものである。
(制度の詳細については、秘書課のイントラを参照すること。)

早期退職に係る募集実施要項

令和6年9月17日

経済産業大臣

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

1. 募集の対象

特許庁に所属するもののうち、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の行政職俸給表（一）7級以上の適用を受ける職員、専門行政職俸給表5級以上の適用を受ける職員、専門スタッフ職俸給表2級以上の適用を受ける職員及び指定職俸給表の適用を受ける職員であって、令和6年11月1日時点で「50歳以上」のもの（注1参照）

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間（45日間）

令和6年9月17日（火）午前10時から

令和6年10月31日（木）午後5時まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨を周知する。

4. 退職すべき期間

令和6年9月18日（水）から令和6年11月1日（金）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。
 ※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、職員本人にその旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続

（1）応募しようとする職員は、「応募申請書」（別紙様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記受付担当宛てに電子メール等にて提出する。

- (2) 選定後、速やかに、認定又は不認定の通知書を交付する。
- ※ 応募申請書を受理してから1週間を目途に通知する予定
- ※ 不認定になる場合は、(注2)のとおり
- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」(別紙様式第二)を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する。

6. 本件に関する問合せ先・受付担当

特許庁秘書課給与班 早期退職募集制度担当

[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]

電話（ダイヤルイン）：[REDACTED]

(内線)：[REDACTED]

申請書の提出先メールアドレス：[REDACTED]

(注1) 次の(1)から(4)までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時の任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- (3) 令和6年11月1日までに定年に達する職員
- (4) 令和6年9月17日（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和6年9月17日から令和6年10月31日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が次の(1)から(4)までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- (1) この募集実施要項に適合しない場合
- (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

7. その他（再就職支援）

下記支援条件に該当し、再就職支援を受けることを希望する場合は、希望する旨を上記5.(1)応募申請書を提出する際の電子メールに明記すること。

なお、内閣府官民人材交流センターから割り振られた再就職支援枠には限りがあることから、支援対象者の選定については、別途内部で調整のうえ、相談先担当者(6.)から連絡する。

<支援条件>

- ・早期退職募集に応募して認定を受けた職員等
- ・早期退職募集に応募して認定を受け、退職した元職員
(おおむね退職後2か月以内)

- ※ 本制度は早期退職募集制度の施行に併せ、内閣府官民人材交流センターが民間の再就職支援会社と契約し、専ら支援会社が支援対象者のキャリアカウンセリングや再就職先とのマッチング等を行うものである。
(制度の詳細については、官房秘書課のイントラを参照するか、相談先担当者(6.)へ照会すること。)
- ※ 内閣府官民人材交流センターが実施する「求人・求職者情報提供制度」とは異なる。
(制度の詳細については、官房秘書課のイントラを参照するか、担当者(特許庁秘書課任用班)へ照会すること。)

早期退職に係る募集実施要項

令和 6 年 12 月 19 日
経済産業大臣

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号）を行う。

1. 募集の対象

経済産業省本省内部部局、電力・ガス取引監視等委員会事務局、経済産業研修所、経済産業局、産業保安監督部（支部・事務所含む）、資源エネルギー庁及び中小企業庁に所属するもののうち、一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）の行政職俸給表（一）7 級以上の適用を受ける職員、専門スタッフ職俸給表 2 級以上の適用を受ける職員及び指定職俸給表の適用を受ける職員であって、令和 7 年 1 月 7 日時点で「50 歳以上」のもの（注 1 参照）

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間（19 日間）

令和 6 年 12 月 19 日（木）午前 10 時から

令和 7 年 1 月 6 日（月）午後 5 時まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨を周知する。

4. 退職すべき期間

令和 6 年 12 月 20 日（金）から令和 7 年 1 月 7 日（火）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。
※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、職員本人にその旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げるこあり得る。

5. 応募の手続

（1）応募しようとする職員は、「応募申請書」（別紙様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記受付担当宛てに電子メール等にて提出する。

- (2) 選定後、速やかに、認定又は不認定の通知書を交付する。
- ※ 応募申請書を受理してから1週間を目途に通知する予定
- ※ 不認定になる場合は、(注2)のとおり
- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」(別紙様式第二)を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する。

6. 本件に関する問合せ先・受付担当

経済産業省大臣官房秘書課 早期退職募集制度担当

■人事企画官、■補佐、■補佐、■係長

電話 (ダイヤルイン) : ■■■■■

(内線) : ■■■■■

申請書の提出先メールアドレス : ■■■■■

(注1) 次の(1)から(4)までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時の任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- (3) 令和7年1月7日までに定年に達する職員
- (4) 令和6年12月19日(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は令和6年12月19日から令和7年1月6日まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が次の(1)から(4)までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- (1) この募集実施要項に適合しない場合
- (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

7. その他(再就職支援)

下記支援条件に該当し、再就職支援を受けることを希望する場合は、希望する旨を上記5.(1)応募申請書を提出する際の電子メールに明記すること。

なお、内閣府官民人材交流センターから割り振られた再就職支援枠には限りがあることから、支援対象者の選定については、別途内部で調整のうえ、連絡する。

<支援条件>

- ・早期退職募集に応募して認定を受けた職員等
- ・早期退職募集に応募して認定を受け、退職した元職員
(おおむね退職後2か月以内)

- ※ 本制度は早期退職募集制度の施行に併せ、内閣府官民人材交流センターが民間の再就職支援会社と契約し、専ら支援会社が支援対象者のキャリアカウンセリングや再就職先とのマッチング等を行うものである。
(制度の詳細については、秘書課のイントラを参照すること。)

早期退職に係る募集実施要項

令和6年12月19日
経済産業大臣

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

1. 募集の対象

特許庁に所属するもののうち、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の行政職俸給表（一）7級以上の適用を受ける職員、専門行政職俸給表5級以上の適用を受ける職員、専門スタッフ職俸給表2級以上の適用を受ける職員及び指定職俸給表の適用を受ける職員であって、令和7年1月7日時点での「50歳以上」のもの（注1参照）

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間（19日間）

令和6年12月19日（木）午前10時から

令和7年1月6日（月）午後5時まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨を周知する。

4. 退職すべき期間

令和6年12月20日（金）から令和7年1月7日（火）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。
 ※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、職員本人にその旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続

- (1) 応募しようとする職員は、「応募申請書」（別紙様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記受付担当宛てに電子メール等にて提出する。

- (2) 選定後、速やかに、認定又は不認定の通知書を交付する。
- ※ 応募申請書を受理してから1週間を目途に通知する予定
- ※ 不認定になる場合は、(注2)のとおり
- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」(別紙様式第二)を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する。

6. 本件に関する問合せ先・受付担当

特許庁秘書課給与班 早期退職募集制度担当

[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]

電話（ダイヤルイン）：[REDACTED]

（内線）：[REDACTED]

申請書の提出先メールアドレス：[REDACTED]

(注1) 次の(1)から(4)までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時の任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- (3) 令和7年1月7日までに定年に達する職員
- (4) 令和6年12月19日（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和6年12月19日から令和7年1月6日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が次の(1)から(4)までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- (1) この募集実施要項に適合しない場合
- (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

7. その他（再就職支援）

下記支援条件に該当し、再就職支援を受けることを希望する場合は、希望する旨を上記5.(1)応募申請書を提出する際の電子メールに明記すること。

なお、内閣府官民人材交流センターから割り振られた再就職支援枠には限りがあることから、支援対象者の選定については、別途内部で調整のうえ、相談先担当者(6.)から連絡する。

<支援条件>

- ・早期退職募集に応募して認定を受けた職員等
- ・早期退職募集に応募して認定を受け、退職した元職員
(おおむね退職後2か月以内)

- ※ 本制度は早期退職募集制度の施行に併せ、内閣府官民人材交流センターが民間の再就職支援会社と契約し、専ら支援会社が支援対象者のキャリアカウンセリングや再就職先とのマッチング等を行うものである。
(制度の詳細については、官房秘書課のインストラを参照するか、相談先担当者(6.)へ照会すること。)
- ※ 内閣府官民人材交流センターが実施する「求人・求職者情報提供制度」とは異なる。
(制度の詳細については、官房秘書課のインストラを参照するか、担当者(特許庁秘書課任用班)へ照会すること。)

早期退職に係る募集実施要項

令和7年2月18日
独立行政法人製品評価技術基盤機構理事長

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行います。

1. 募集の対象

独立行政法人製品評価技術基盤機構に所属するもののうち、職員給与規程（給与一法A—職員給与）の適用を受ける職員であって、令和6年4月1日時点で「50歳以上」の勤続期間20年以上の職員を募集対象とします。（注1参照）

2. 募集人数

若干名（予算の状況にもよる。）

3. 募集の期間（約2週間）

令和7年 2月19日（水）午前10時から

令和7年 3月4日（火）午後5時まで

都合により募集の期間を延長する場合は、直ちにその旨を周知します。

4. 退職すべき日

令和7年3月24日（月）から令和7年3月31日（月）まで

認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知します。

認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、職員本人にその旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあります。

5. 応募の手続き

（1）応募しようとする職員は、「応募申請書」（別紙様式第1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記の受付担当あてに電子メールにて提出してください。

（2）募集期間終了後、概ね2週間を目処に認定又は不認定の通知書を交付します。

不認定になる場合は、（注2）のとおりです。

(3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」(別紙様式第2)を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出します。

[6. 本件に関する問合せ先]

企画管理部 人事企画課 [REDACTED] 又は [REDACTED]
(直通) [REDACTED]

[7. 申請書の提出先]

企画管理部 人事企画課 まで電子メールにて提出してください。
メールアドレス(受付担当) [REDACTED]
[REDACTED]

担当者 [REDACTED] [REDACTED] ([REDACTED] [REDACTED])
[REDACTED] [REDACTED] ([REDACTED] [REDACTED])

※注1. 次の(1)～(4)のいずれかに該当する職員は、応募をすることができません。

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時の任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- (3) 令和7年3月31日(月)までに60歳に達している職員
- (4) 令和7年2月19日(水)(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は令和7年2月19日(水)から令和7年3月4日(火)まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

※注2. 応募者が次の(1)～(5)のいずれかに該当する場合には、不認定となります。

- (1) 本実施要項に適合しない場合
- (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- (4) 引き続き職務に従事することが、公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

早期退職に係る募集実施要項

令和 7 年 2 月 26 日
経済産業大臣

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号）を行う。

1. 募集の対象

経済産業省本省内部部局、電力・ガス取引監視等委員会事務局、経済産業研修所、経済産業局、産業保安監督部（支部・事務所含む）、資源エネルギー庁及び中小企業庁に所属するもののうち、一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）の行政職俸給表（一）7 級以上の適用を受ける職員、専門スタッフ職俸給表 2 級以上の適用を受ける職員及び指定職俸給表の適用を受ける職員であって、令和 7 年 4 月 2 日時点で「50 歳以上」のもの（注 1 参照）

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間（35 日間）

令和 7 年 2 月 26 日（水）午前 10 時から

令和 7 年 4 月 1 日（火）午後 5 時まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨を周知する。

4. 退職すべき期間

令和 7 年 2 月 27 日（木）から令和 7 年 4 月 2 日（水）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。
※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、職員本人にその旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続

（1）応募しようとする職員は、「応募申請書」（別紙様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記受付担当宛てに電子メール等にて提出する。

- (2) 選定後、速やかに、認定又は不認定の通知書を交付する。
※ 応募申請書を受理してから1週間を目途に通知する予定
※ 不認定になる場合は、(注2)のとおり
(3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」(別紙様式第二)を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する。

6. 本件に関する問合せ先・受付担当

経済産業省大臣官房秘書課 早期退職募集制度担当

■人事企画官、■補佐、■補佐、■係長

電話(ダイヤルイン) : ■■■■■

(内線) : ■■■■■

申請書の提出先メールアドレス : ■■■■■

(注1) 次の(1)から(4)までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時の任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- (3) 令和7年4月2日までに定年に達する職員
- (4) 令和7年2月26日(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は令和7年2月26日から令和7年4月1日まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が次の(1)から(4)までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- (1) この募集実施要項に適合しない場合
- (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

7. その他(再就職支援)

下記支援条件に該当し、再就職支援を受けることを希望する場合は、希望する旨を上記5.(1)応募申請書を提出する際の電子メールに明記すること。

なお、内閣府官民人材交流センターから割り振られた再就職支援枠には限りがあることから、支援対象者の選定については、別途内部で調整のうえ、連絡する。

<支援条件>

- ・早期退職募集に応募して認定を受けた職員等
- ・早期退職募集に応募して認定を受け、退職した元職員
(おおむね退職後2か月以内)

※ 本制度は早期退職募集制度の施行に併せ、内閣府官民人材交流センターが民間の再就職支援会社と契約し、専ら支援会社が支援対象者のキャリアカウンセリングや再就職先とのマッチング等を行うものである。
(制度の詳細については、秘書課のイントラを参照すること。)

早期退職に係る募集実施要項

令和7年2月26日

経済産業大臣

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

1. 募集の対象

特許庁に所属するもののうち、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の行政職俸給表（一）7級以上の適用を受ける職員、専門行政職俸給表5級以上の適用を受ける職員、専門スタッフ職俸給表2級以上の適用を受ける職員及び指定職俸給表の適用を受ける職員であって、令和7年4月2日時点での「50歳以上」のもの（注1参照）

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間（35日間）

令和7年2月26日（水）午前10時から

令和7年4月1日（火）午後5時まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨を周知する。

4. 退職すべき期間

令和7年2月27日（木）から令和7年4月2日（水）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。
 ※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、職員本人にその旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げるこあり得る。

5. 応募の手続

(1) 応募しようとする職員は、「応募申請書」（別紙様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記受付担当宛てに電子メール等にて提出する。

- (2) 選定後、速やかに、認定又は不認定の通知書を交付する。
- ※ 応募申請書を受理してから 1 週間を目途に通知する予定
- ※ 不認定になる場合は、(注 2) のとおり
- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」(別紙様式第二) を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する。

6. 本件に関する問合せ先・受付担当

特許庁秘書課給与班 早期退職募集制度担当

[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]

電話（ダイヤルイン）：[REDACTED]

（内線）：[REDACTED]

申請書の提出先メールアドレス：[REDACTED]

(注 1) 次の(1)から(4)までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時の任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- (3) 令和 7 年 4 月 2 日までに定年に達する職員
- (4) 令和 7 年 2 月 26 日（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和 7 年 2 月 26 日から令和 7 年 4 月 1 日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

(注 2) 応募者が次の(1)から(4)までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- (1) この募集実施要項に適合しない場合
- (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

7. その他（再就職支援）

下記支援条件に該当し、再就職支援を受けることを希望する場合は、希望する旨を上記 5. (1) 応募申請書を提出する際の電子メールに明記すること。

なお、内閣府官民人材交流センターから割り振られた再就職支援枠には限りがあることから、支援対象者の選定については、別途内部で調整のうえ、相談先担当者（6.）から連絡する。

<支援条件>

- ・早期退職募集に応募して認定を受けた職員等
 - ・早期退職募集に応募して認定を受け、退職した元職員
(おおむね退職後2か月以内)
- ※ 本制度は早期退職募集制度の施行に併せ、内閣府官民人材交流センターが民間の再就職支援会社と契約し、専ら支援会社が支援対象者のキャリアカウンセリングや再就職先とのマッチング等を行うものである。
(制度の詳細については、官房秘書課のインストラを参照するか、相談先担当者(6.)へ照会すること。)
- ※ 内閣府官民人材交流センターが実施する「求人・求職者情報提供制度」とは異なる。
(制度の詳細については、官房秘書課のインストラを参照するか、担当者(特許庁秘書課任用班)へ照会すること。)